

秦野市建築審査会条例の一部を改正することについて

秦野市建築審査会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地域の権限を拡大するための改革一括法による「建築基準法」の一部改正により、委員の任期を定めるため改正するとともに、字句等の整理を行うものがあります。

秦野市建築審査会条例の一部を改正する条例

秦野市建築審査会条例（昭和59年秦野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「組織」の次に「、委員の任期」を加え、「に関し」を「について」に改め、「ものとする」を削る。

第2条の見出しを「（委員）」に改め、同条中「5人」を「5名」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

第7条中「に関し」を「について」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。